



2022年3月8日

各 位

会 社 名 株式会社オークワ  
代 表 者 名 代表取締役社長 大 桑 弘 嗣  
(コード番号 8217 東証1部)  
問 合 せ 先 常務取締役執行役員  
管理本部長兼IR室長 東 川 浩 三  
T E L 073-425-2481

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年5月12日開催予定の第53回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度の導入は、2022年1月25日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせした、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認決議されることを条件としております。また、本日付にて、移行に伴う「定款の一部変更に関するお知らせ」を別途開示しております。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値向上共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度導入の条件

本制度は、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、1999年5月14日開催の第30回定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とご承認を頂いた基本報酬、ならびに2013年5月17日開催の第44回定時株主総会において基本報酬とは別枠にて年額100百万円以内とご承認を頂いた取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションという構成になっております。本株主総会では、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の額の設定について付議させていただき予定です。その上で、上記の

株式報酬型ストックオプション制度に代えて本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して新たにご承認いただく上記報酬枠とは別枠にて本制度にかかる報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入に伴い、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることになります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 100 百万円以内いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行または処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①あらかじめ定められた期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること、などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約書が締結されることといたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度の導入について、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の取り扱いについて、取締役会の決議により本事業年度において実施する予定です。

以上